



2019年3月9日

各 位

会 社 名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺島 正道
(コード番号 2914 東証 第一部)
問合せ先 IR 広報部 (TEL 03-3582-3111 (代表))

当社グループのカナダ子会社による「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」の適用申請及び承認について

当社グループのカナダ子会社である JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-MC) が、現地時間 3 月 8 日、「Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA : 企業債権者調整法)¹」の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、承認されましたのでお知らせします。

2019年3月2日付にて公表²のとおり、カナダ・ケベック州において、JTI-MC を被告に含む現地たばこ会社 3 社に対する喫煙と健康に係る集団訴訟 2 件の第一審判決を不服として控訴していた件について、ケベック州控訴裁判所が JTI-MC の請求を棄却する旨の判決を下しました。

本控訴審判決は、JTI-MC に約 17.7 億カナダドル (約 1,480 億円³) の損害賠償金の支払い、また、かかる賠償金の内、約 1.5 億カナダドル (約 120 億円) について前払いを命じるものです。JTI-MC は、本控訴審判決を不服とし上告手続きを実施する意向です。

本控訴審判決の内容は、JTI-MC の支払能力を超えるものであり、JTI-MC は、事業継続を図るため、CCAA の適用申請を行い、承認されました。これにより、JTI-MC は、通常どおり事業を継続することが可能となります。なお、本訴訟も含め、JTI-MC に対して係属中の全ての訴訟手続は停止することになりますが、JTI-MC は本訴訟について上告手続を実施する意向です。

当社グループで本訴訟の被告になっているのは JTI-MC のみであり、CCAA の適用に伴う財務影響は現在精査中です。今後、当社グループの連結業績に大きな影響を及ぼすことが判明した場合には公表いたします。

¹ Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA : 企業債権者調整法) は、カナダで設立された、または事業を行っている企業が、著しく事業運営に困難をきたすような財政状態に至った場合に、カナダ国内において申請し得るものです。同法は、対象企業が事業を継続しつつ、ビジネスを再構築していくことを目的としたものです。

² https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2019/pdf/20190302_J1.pdf

³ 本リリースにおけるカナダドルの円換算レートは以下のとおりです。

1 カナダドル=83.61 円 (2019 年 2 月平均 TTM レート)

当該子会社の概要

(1) 名称	JTI-Macdonald Corp.
(2) 所在地	1 Robert Speck Parkway, Suite 1601 Mississauga, Ontario, Canada
(3) 代表者の役職・氏名	Igor Dzaja (President and CEO)
(4) 事業内容	たばこ製品（シガレット、RYO（手巻）、葉巻等）の製造 及び販売
(5) 資本金	5.4 億カナダドル（約 450 億円）

以上